

メソディズムにおける体験と権威

山中弘

メソディズムは、一八世紀中葉のイギリスにおいて、聖公会の司祭であったジョン・ウエスレーによって創設された宗教運動の総称である。この運動の思想と歴史の様々な局面は、従来、この教派の神学者はもちろん、他の分野の多くの研究者の関心を集めてきた。例えば、社会史家は、この運動と労働者階級との関係に関する優れた業績を残しており、宗教社会学者も、この教派のエートスや組織形態の特性を分析の俎上⁽¹⁾にのせている。

かかるメソディズム研究の多様な動向の中で、筆者は、これまでウエスレーの死から一九世紀中葉に至るこの運動の抗争と分裂の過程に注目し、そのプロセスをウエスレーのカリスマ的権威の日常化⁽²⁾「制度化」という視点から分析を試みた。しかし、かかる視点からは、それがウエスレーのカリスマ的権威の存在を分析の出発点としているために、「制度化」の主語である彼の絶対的権威がこの運動に対して持っていた意味を必ずしも十分に主題化しえないのである。その主題化のためには、組織形態の背後にあってこの運動の性格を規定しているウエスレーの思想に遡及し、そこから組織内での

彼の絶対的権威のもつ意味を探る必要がある。そこで本稿は、主にウエスレー自身の思想に焦点をあわせる。しかし、ここで、彼の思想をオーソドックスなキリスト教神学の文脈の中で取り扱う意図はない。彼の神学的思惟をどのように位置づけるかは、神学者によって議論のわかれるところであって、こうした問題を扱うことは筆者の能力をはるかに超えている。もちろん、ウエスレーは歴大なキリスト教神学の伝統の中で呼吸しており、その意味では本稿も彼の神学的思惟を取り扱わざるをえない。しかし、それを純粹に神学的議論の文脈ではなく、組織内の彼の絶対的権威との関連で取り扱いたいのである。そのため、本稿では、彼の思想を靜的な理論的水準からよりも、それが肉体化してゆく動的な歴史的水準から考える。なぜなら、彼の神学的思惟が人々に受容、実践される現実的な歴史的局面を前提にしてこそ、彼の思想は、組織内の彼の絶対的権威とはっきりと交差するからであり、また、そこからウエスレーの権威がこの運動に対して持っていた意味も理解されると考えるからである。したがって本稿は、かかる視点から、主に彼の神学的思惟

に焦点をあわせ、彼の思想とその権威との接点を探ることによって、彼の権威の意味を理解することを目的としている。

一

ウェスレーの神学的思惟の重要な特性の一つが、信仰者の宗教体験の強調にあったことは異論のないところであろう。その思想の中で義認や新生の体験の占める位置は極めて大きい。「キリスト者の完全」という救済の具体的内実も、かかる体験を前提としなければ獲得できないのである。

「九分通りのキリスト者」(The Almost Christian)と題された説教の中で、ウェスレーはキリスト者を「九分通りのキリスト者」と「全きキリスト者」(altogether Christian)の二つに大別して、「神に奉仕しようとの真正な意向、神の意志をなそうとする心からの熱望」をも「神の言葉からばかりでなく、体験の確かな証拠」から前者に属するものとしている。⁽³⁾また、彼は祈り、聖書の探求、聖餐などの行為も、それが目的から分離された時には、「むしろ神の前にいむべきもの、神の鼻孔にとっての悪臭である」と考えている。⁽⁴⁾

このように、彼にとって神との生きた和解の体験をもたぬかぎり、人は真のキリスト者たりえない。人は義認や新生の体験を神から与えられた時、始めて根底から変革されるのである。例えば、彼はこれを次のように説明している。「神から生まれる」という体験は、「単にバプテスマを受けること」やいかなる外的な変化も意味していない。むしろそれは、「非常に大きな内的変化」、「我々の存在の仕方全体の変化を意味している。なぜなら、神から生まれた瞬間

間から、我々は以前とは全く違った仕方で生きるからである。いわば、我々は別の世界にいるようになる。⁽⁵⁾こうした存在様式の変容は、彼によれば、ちょうど生まれる前の子供と誕生した子供の世界に対するかかわり方の完全な相違と同様なのである。義認や新生の体験を受けていない時には、人は「神のおられることを感じないし、それについての内的な意識をもっていない」。⁽⁶⁾しかし体験の後では、「彼の存在の仕方は、なんと変化することだろうか。彼の魂全体が今、神について感じて⁽⁷⁾」のである。

しかし、ウェスレーの思想における体験の強調を一層特徴づけるものは、「聖霊のあかし」(The Witness of the Spirit)という教理(Doctrine)であろう。彼は「これを自己の思想の中でも極めて重要なものと考えていた。彼によれば、この教理は神が「全人類に立証するように」与えた「事柄のうちの主要な部分」であった。しかし、それは、長年にわたってほとんど全く失われてしまったのである。ところが、「神の特別の恵み」からメソジストたちの体験によって再び回復されることになったのである。⁽⁸⁾

さて、「聖霊のあかし」とは如何なるものであろうか。ウェスレーの言葉を引用してみよう。

「聖霊のあかしとは、魂における内的な印象であるが、それによって神の霊は、直接に私の霊に私が神の子であるということ、イエス・キリストが私を愛し、ご自身を私のためにお与え下さったということ、私のすべての罪が抹消⁽⁹⁾され、私、この私が神と和解しているということをあかしするのである」

「聖霊のあかし」とは、「律法の下にあって」激しい悔恨を感じて

いる人々の心に、直接聖霊が罪の赦しを告げるといふものである。

いわばそれは、罪の赦しという義認体験と関連して、当該個人の体験の様式をあらわしているといえる。義認や新生という体験も、信仰者が、「しっかりとしなさい。あなたの罪は赦されたのだ。」「行き、今後はもう罪を犯さないように」という神の内的な声⁽¹⁰⁾を体験することと密接に結びついているのである。初期のメソヂストの一人は、自分の回心体験を次のように回想している。

「私は、極度の苦しみと邪悪のきずなの中にいることを痛感しました。罪の破滅的な性質と私が神に反しておこなってきたことを理解したのです。そのため、大地が裂けて私をのみこむのではないかと思いました。〔中略〕私は、自分が救われようと呪われようと、恵みを求めて叫びつづけようと決心しました。心の中でその覚悟をしたまさにその瞬間、キリストが心のうちにあらわれ、神は、私の一切の罪を赦し私の魂を自由にしました。」⁽¹¹⁾

このメソヂストの現実の宗教体験の例からも窺われるように、ウェスレーの体験の強調は、現実的場面では極めて情緒的で熱狂的性格をおびるものであった。とりわけ、彼が罪の意識を強調したことは、回心に先立つ激しい悔悛状況をひきおこしたのである。彼はその『日誌』のいたるところで、野外での説教によって生じた人々の異常な興奮・激しい身震いや体全体の発作的なけいれん等⁽¹²⁾を生きたききと描写している。そして、かかる情緒的な悔悛と回心体験は、人間の想像力を無制約に解き放ち、自己の主観的体験の絶対視と一切の外的権威の全面的な拒否という現実的帰結を生じる可能性を常に孕むものであったのである。

ウェスレーが、自己の立場をかかる熱狂主義的なそれと區別しようとしたことは言うまでもない。例えば、彼は、「聖霊のあかし」の教理を説くにあたって、多くの人々が「自分たちの想像の声を、この神の霊のあかしと間違っ、その結果、実のところ悪魔の行為をしているのに、自分たちは神の子である」と考え、狂信者となっていることを指摘している。また「宗教的熱狂の性質」(The Nature of Enthusiasm)と題された説教の中でも、宗教的熱狂を「ある人が、自分は神によって感動されているとか、あるいは靈感されているとか、誤って空想するところから生じる宗教的狂気」と定義し、信者たちの注意を喚起している。

この説教の中で、熱狂主義は、人を神から遠ざける「高慢」と「忠告もうけつけないし納得もしない精神」を生じさせるとしている。つまり、彼は自己の宗教体験を主観的に絶対視し、その中に閉じこもることこそ熱狂主義の最大の問題点だと考えているのである。ここに、彼の教理と熱狂主義とを弁別する論理を見出すことができる。それは宗教体験を当事者が主観的に是とするのではなく、体験がある種の客観的帰結に即して検証されなければならないとするものである。この論理を体験検証の論理と呼ぶことにしよう。「忠告もうけつけないし納得もしない精神」が生じるのは、彼らが体験を絶対視して、それを検証することに全く関心を持たないからである。宗教の形式性を拒否し体験を介しての神との生きた和解の関係を強調するウェスレーの神学的思惟において、かかる論理こそ「熱狂のあらゆる粗暴さ」をくいとめる方法であったと考えられるのである。

この論理の詳細については後程検討するので、ここではそれと密接な関係をもつ「聖霊の果实」(The Fruit of the Spirit)という教理を紹介するのに留める。ウエスレーは、それを「聖霊のあかし」と対にして語る。彼によれば、聖霊のあかしは、その「直接の結果」として「聖霊の果实」すなわち『愛・喜び・寛容・柔和・善意』をもたらし、「これなしには立証それ自身が存続できない」のである。聖霊によってあかしを受けた者は、「その果实」として愛や喜びという内的、外的な性格、行為の変容を帰結するというのである。逆にいえば、「結ぶ実から遊離しているような、御霊の立証と思われる何かに誰も頼ろうなどと考えてはならない」⁽¹⁶⁾のである。ここには、回心体験を当該個人の現実的な変容によって判断しようとする論理が語られている。救済を体験した人間が、自分自身だけではなく、誰の目からも「全きキリスト者」に見えた時、つまり果实というある種の主観を超えた帰結をもった時に、その体験の真実さが保証されるのである。検証が、果实というかたちで常に体験に要求されるのである。神からのあかしの真偽判断は、「その結果」として、実が生じるならば、それは神からのものである。そうでなければ、神からのものではない⁽¹⁷⁾とされたのである。

二

さて、次に先述した体験検証の論理が、ウエスレーのどのような神学的思惟に立脚しているものなのかを若干検討してみることにする。もとより、彼の神学体系全体にわたってそれを考察することは不可能なため、ここでは、彼の聖化の重視に関連して、彼が律法の

遵守を重じていたという点をとりあげてみよう。

ウエスレーによれば、「信仰と行為とが非常にしばしばお互いに不和になった」のはサタンの策略によるものであって、多くの人々がこの畏にはまり、信仰と行為のいづれかを主張した。しかし、両者のどちらも「もう一方に取って代わることはないものであって、かえって、両者は共に完全によく調和」するのである。つまり、これまでの文脈からいえば、ウエスレーは、救済体験を前提としながらも、それと同等に律法を重視したことになる。信仰と律法は固く結合しており、「一方を無効にすることは、実のところ、両者を無効にする」ことにつながる。律法を「廃止」することは、「信仰と律法との両者を廃止する」と考えられたわけである⁽¹⁸⁾。

それでは、信仰と相互に密接な関連をもつとされる律法は、当該信仰者に如何なる役割をもつものとされたのだろうか。彼によれば、「律法が、ユダヤ教の儀式の律法、あるいは、摂理によってモーセを通して与えられた律法の全部を意味する限り」、信仰者と律法とは無縁である。また「我々の義認を獲得するための手段としても」⁽²⁰⁾同様なのである。しかし、次の点で依然としてそれは意味を喪失していない。第一に、それは、「我々の心と生活との両方にまだ残っている罪を、我々に確信させる」のである。第二に、それは、信仰者を「その人が生きられるように、キリストの所へ連れてくる」からである。そして最後に、律法は、それが「命令して、しかもまた、我々が到達していないなかったすべての事柄について、我々に強い希望をもたせてくれる」のである。ウエスレーは、ここで、信仰者にとっての律法のもつ二つの役割を主張している。まず、それは「厳

しい教師」の役割を演ずる。それは絶対的規範として彼らにのみ、そのため彼らは、「その標準になんと遥かに達し得ないか」を感じる。罪への痛切な自覚とその赦しへの希求がたかまる。いわば、ここでは律法は信仰者の罪をはっきりと映しだす鏡なのである。しかし、同時にそれは希望の源泉となるのである。なぜなら、「律法の一つ一つの部分が、恵み深い約束なのであって、それを私の主が、適当な時期に成就してください」からである。信仰者は、かかる希望に定位されつつ、律法に映しだされた自己の姿を通じて、益々神を希求するのである。したがって、信仰と律法とのわがちがたい関係とは、「律法がキリストに、キリストが律法に私を送る」という相互往還的なものといえるのである⁽²²⁾。

ウエスレーのかかる律法の遵守の強調は、彼が救済を義認とともに聖化から成り立つものとしたことによると考えられる。彼は、一応、義認も聖化もただ信仰を唯一の条件として神から与えられるものであるという。しかし、聖化にとって、義認の後の悔い改めとあらゆる良きわざの実践は、「条件的に」(conditionally)とことわりながらも不可欠とされたのである。彼によれば、義認の恵みを受けた瞬間に信者の内部に漸次的な聖化の働きが始まる。ところが、その途上で罪が完全に滅ぼされたわけでないことを発見する。「悪しき本性である肉」が「御霊にさからって戦って」おり、少しでも油断をするならば罪がその支配力をとり戻し、ついには義認の恵みすら喪失してしまう。そのため、信者は「あらゆる種類の悪から遠ざかる」ように注意し、「良きわざに熱心で」なければならぬのである。こうして彼の思惟にとって、律法の遵守は、極めて積極的な

意義をもつことになるのである。

ところで、これまでの議論にとって、信仰と律法のかかる緊密な関係は如何なる意味をもつものといえるだろうか。まず、それは既述したようにウエスレーが、現実的信仰実践において律法という極めて具体的で可視的な実践形態を重んじたことを示している。律法の厳格な遵守は、「神との生ける和解」の体験が想起させる不可視な体験の世界への没入ではない。それは、徹底した可視的世界の態度、行為の重視である。体験検証の論理がウエスレーのかかる神学的思惟の直接的表明であることは明らかであろう。それは、「聖霊の果实」というかたちで、体験が具体的に可視的な態度や行為にながってゆかなければならないという思考に他ならない。ととにも、かかる思惟は、可視的なものから不可視な世界を見定めてゆくという態度でもある。この態度が成り立つためには、両世界の密接な関連とともに、可視的な態度や行為が絶えず救済過程の中で重要な役割を与えられなければならない。不可視な体験だけが重視されるならば、「可視↓不可視」という方向をとって体験の検証をおこなうことは不可能である。ウエスレーが聖化の強調によって律法という可視的な世界をも同等に重視したことは、まさに上述の態度を可能にしたのである。救済過程における可視なものとは不可視なものとの往還関係こそ、律法と信仰の不可分性つまり聖化の過程の全体だからである。この意味から、体験検証の論理はウエスレーの神学的思惟と不可分なものであったといえるのである。しかも、彼のかかる可視的世界の重視は、体験の検証が極めて具体的な態度や実践によっておこなわれることを可能にしたのである。そのため、か

かる検証の性格は、検証という行為と形態が体験主体の内面でおこなわれる孤独な作業であるよりも、当該個人を超えた外在的な検証主体のもとでの監督的検証という形態と極めて適合的なものであったと考えることができるのである。

ウェスレーの思惟にとつて、回心体験は決して終着点ではなく、あくまでも聖化の「入口」である。そこを出発点として、信者は律法的行為をおこないつつ最後に「全き聖化」へと到達する。ここには、体験と律法の予定調和が約束されているようにみえる。ところが、現実的次元において、体験の強調という彼の思惟が肉体化された時、両者はむしろ鋭く拮抗したのである。彼の律法的行為の奨励にもかかわらず、現実の信者の回心体験は、しばしば熱狂主義、反律法主義へと急進化した。ウェスレーが信仰と律法の固き結合を再主張しなければならなかったのも、かかる現実的状况の反映に他ならない。例えば、運動の中心人物の一人であったT・マックスフィールド等の離脱は、かかる状況を端的に示している。マックスフィールドは、完全に聖化された人間は、もはや決して罪におちず、一切の良きわざも必要としないと主張し独自の集団を形成した。なかでもG・ペルは、自分が癒しと死者を復活させる力をもっていると公言し、さらに一七六三年、二月二八日に世界は終末の日をむかえることを予言して他のメソヂストたちに大きな動搖を与えた。⁽²⁴⁾ ウェスレーは、その予言の反応について次のように『日誌』に記している。

「あの不思議な予言によって引起された恐怖が蔓延していることに気づいたため、私は、ウォッピングの会衆に『主が見出だされるま

で彼を求めなさい』と強く勧告することで、そこから善良な人々をひきだそうと努めた。しかし同時に、もし聖書が正しいならば、それは誤りにちがいないと言明することが私の責務であると考えた。⁽²⁵⁾」

このように、体験から全き聖化へ信者は自然に進むのではない。むしろ、彼らは、日々の実践の中で絶えずそこへと方向づけられる必要があった。その方向づけのために体験の徹底した吟味は不可欠なのである。ここに体験検証の論理の現実的な意義がある。それは、彼の神学的思惟の特性から必然的に導出されるものであるとともに、ウェスレーが日々経験する日常の現実を背景に捉えなければならぬ。筆者が、彼の思想の中で、とりわけこの論理を重視するのめかかる文脈においてである。信者が聖化過程の中を歩みつづけるために、それは信仰生活の中で絶えず要請されなければならないものであったといえよう。そして、体験検証の論理のかかる性格こそ、組織内でのウェスレーの絶対的権威と交差しうるものであったと考えられるのである。以下、この論点を検討する。

三

さて、筆者が、ここで体験検証の論理と呼ぶものは、回心を体験した個人がそれを主観的に是とするのではなく、ある種の客観的な帰結に即してそれを検証しなければならないというものであった。そして先に、当該個人の信仰が結ぶ実、つまり現実的な変容が、この「ある種の客観的な帰結」の具体的な内実であることを示唆したのである。しかし、回心体験が当事者に現実的な変容をもたらした

という事実から、直ちに、その体験の正しさが検証されたことにはならない。現実的な変容は、あくまでも検証の前提となつて、当の対象に他ならないからである。むしろ検証の論理にとつて決定的な意味をもつものは、体験を検証する特定の基準の問題である。特定の基準があつて始めて、体験の真偽が検証されるわけである。先述した「聖霊の果实」の場合でも、「愛・喜び、寛容・柔和・善意」といった特定の基準に合致した態度変容だけが、真実の体験を保証するものとして考えられている。したがつて、検証の論理は、本来、個人の内面的リアリティーを超えた外在的基準とそれを正当化する権威を前提にして成り立っている。個人々の回心体験は、あくまでもこの外在的基準と権威の枠内では認められるわけである。かかる外在的基準と権威は、ウエスレーにとつて如何なるものであつたのだろうか。

彼にとつて、聖書こそ究極的な権威であつた。義認や新生の体験を確証する聖霊のはたらきをも聖書によつてこそ吟味されなければならぬ。ウエスレーは次のように言っている。

「聖書は、それによつてキリスト者がすべての―事実のものである」と想像されたものであらうと―啓示を吟味する試金石である。

〔中略〕聖霊が我々の最も重要な導き手ではあるが、しかも聖霊は我々の標準 (rule) では全くないからである。聖書こそ、それによつて聖霊が我々をあらゆる真理に導くその標準なのである。⁽²⁶⁾」

このように、ウエスレーにとつて、聖書こそあらゆる体験を検証する外在的基準と権威であつた。それ以外の「幻や夢」「突然の印象やどんな種類の強烈な刺激」をも信頼してはならない。どんな

場合でも、神の御心が何であるかを知ることができるとは、「単純な聖書の規準を適用することによつて」⁽²⁷⁾なのである。したがつて、とりあえず体験の検証は、理性と経験に媒介されながらも聖書という「客観的」枠組に即しておこなわれたといえるのである。

しかし、問題はここからである。まず、個人々人によつて多様な形態をとつてあらわれる体験の真偽を、聖書という枠組に即して判断する場合、そこに必然的に聖書をどのように解釈するかという問題がでてくる。特定の観点から解釈されて始めて、聖書は実際の体験を検証する基準となるのである。しかも、その解釈は一義的であることを要求される。ウエスレーは、聖書解釈に含まれるかかる主観性の問題を極めて楽観的に考えていたようである。彼は、自ら「聖書の中で決定されていないままにいる」個別の場合に、何が神の御心であるかを知ることができるだろうかと自問し、神の御心を「我々が清くなり」、善良となつて「あらゆる種類の、また全力を尽くして最高度の善をおこなうこと」と規定する。そして、この「太陽の輝きのように」明白な規準を適用しさえすれば、おのずと特定の場合における御心を知ることができる⁽²⁸⁾のである。

彼の主張する「太陽の輝きのように明白な」一般の規準は、明らかに聖化の重視という彼の神学的思惟の性格を反映したものである。つまり、聖書を基準とした体験の検証は現実的にはウエスレーの解釈を媒介としており、彼をかかゝる解釈の一元的主体とすることで、その一義性が保たれたといえるのである。もちろん、これはウエスレーの聖書解釈が全く恣意的で主観的なものであつたという意味ではない。むしろ彼は、聖書の章句をできる限り忠実かつ公正に

読むことに心がけていた。しかし、野呂芳男が指摘するように、ウエスレーは一つの教理を誰も体験することができない場合には、それが誤りであると主張している。野呂によれば、「聖書の主張を体験が確認するという、『聖書』体験」という方向だけでなく、『体験↓聖書』の方向もたどられている」というのである。

野呂のこの発言は、ウエスレーの神学の中に神の權威に対する人間の自発性を擁護する要素があったとする文脈の中でなされている。しかし、このことは、ウエスレーが信者の現実の宗教体験に直面して、絶えず聖書をどのように解釈したらよいのかという問題に晒されていたことを示すものとも解せる。彼が福音伝道の馬上からその思索を展開した人物であつてみれば、個々の信者の信仰状況への洞察に即して、聖書の「一般的規程」を適用したことは十分に首肯できるからである。むしろ、検証の基準のありかは、それが現実適用される水準でこそ問われなければならないのである。このことを一層明確にするために、次に検証の基準に体験が適合的であるか否かを判断する主体が誰であつたのかという問いを考えてみよう。つまり体験の真偽を判定する主体の問題である。

かかる主体が、とりあえず体験を経験した当事者であつたことは言うまでもないであろう。ウエスレーもメソヂストたちに「正直に、また厳密に自分を検査」することを勧告している。しかし、聖書解釈の一元性は、現実の場面で、その適用に際しての判断の一元性を保証するものではない。体験の真偽を判断する主体が各個人に完全に委ねられているならば、検証の成果を十分には期待できない。いかなる外在的基準も、現実の適用に際して個人の主観的判断

がはいりこんでくるからである。解釈主体と判断主体が体験を持った本人を超えて一元化される時、体験検証の論理は有効に機能する。両主体が一次的に巧みに統一される検証システムの設定と統禦こそ、それを可能にするものといえるのである。

ところで、この問題を考えるにあたって重要な意味をもつと思われるのは、ウエスレーが回心者たちを必ずバンド、クラスと呼ばれる組織に編入したということである。ここで注目しなければならないのは、組織への編入が信者の宗教的実践に対してもつ特定の意味である。とりわけ、メソヂスト会の「規則」がもつ意味である。ウエスレーは「規則」の中で、組織への入会の唯一の条件として「罪から救われ、きたるべき怒りから逃れたいとの願い」をもつことを掲げつつ、それが「その実」によって示されなければならないことを規定している。「それゆえ、この会に留りたいと願うすべての者は、救いを証明する」ために、「規則」が規定している厳格な行為準則を守らなければならないのである。⁽³⁰⁾

かかる規定は、とりあえず、メソヂスト会の規則を遵守する者だけにメンバーシップを認めたということを意味している。いかなる体験をもつていようと、規則を守ることができない者はメンバーとは認められない。しかし、それは単に規則を守れないからというわけではない。規則の遵守が体験の確実さを示すあかしだからである。ここでは、「その実によって示される」という「規則」の規定によって、当該個人の体験の検証が予め会の規則を守ることと結びつけられているわけである。検証の基準が『規則』の中の様々な律法的な行為規定として具体的に呈示され、それを守ることが体験

の真实性を保証するのである。そのため規則を守れない場合、その体験の確実さは証明されず組織からの追放を余儀なくされるのである。このことは、『規則』が先の体験検証の論理の具体的な表現であったことを示すとともに、体験の検証という宗教的次元の問題が、メンバーの組織への定着や追放といった組織的次元の問題に直接的に結びついていることを意味している。極言すれば、組織に定着できるかどうか、体験の真偽判断の答えにそのままつながるといふ構造をとっているのである。こうした構造においては、組織への入会、追放の権限の独占はメンバーの体験の真偽判断の主体を一元化することを可能にする。逆にいえば、判断主体の一元化のためには、かかる権限の独占は必然的なのである。現実のメソディズムの組織において、入会、追放を含む一切の権限をウェスレーが独占的に行使用していたことは、真偽判断の主体が何処にあったのかという問いに答えるとともに、かかる権限の独占の意味を明らかにしている。筆者の言う体験検証の論理が現実の場面で機能する時、それは個々人の体験の多様性に柔軟に聖書の基準を運用しつつ、それを一元的に解釈・判断する媒介的な主体と権威の存在を要請する。組織におけるウェスレーの地位は、かかる要請に対応し聖書の解釈主体と体験の真偽判断の主体を一元的な権威のもとに統合するものであった。その意味から、メソディズムの組織とは、検証の論理を表現した現実的空間であり、そこでウェスレーは、聖書と現実の信仰実践を媒介する一元的で絶対的な権威の体現者といえるのである。彼は、検証の論理が有効に機能するための実質的な外在的権威に他ならなかったわけである。

四

筆者は、これまでの論述で、ウェスレーの思想における体験検証の論理とも呼ぶべき存在に注目してきた。それは、かかる思惟が組織内でのウェスレーの絶対的権威との接点を形成し、そこから、彼の権威がこの運動に対して持っていた意味を理解できると考えたからである。本稿を終えるにあたって、この問題を整理しつつ、その権威がウェスレー自身の人格に体現されていたことの意味に若干言及しておく。

ここで再び、体験検証の論理が回心体験の重視と表裏の関係にあったことを想起してみよう。ウェスレーにとって、体験は両義性をもつものであった。一方で、それは体験をもった人間を根底から変革させる神の恵みである。しかし、他方、それは当時の社会状況を背景として、常に情緒的な熱狂主義へと過激化するという危険性を孕むものであった。かかる危険性を克服しつつ、体験のもたらす良き実を獲得すること、つまり聖化の道程へと方向づけることこそ、彼の福音宣教上の現実的課題であり、その課題を担うものが検証の論理であったといえよう。一元的な権威と権力も、かかる文脈の中で意味をもつものであって、それらが単独で重視されたわけではない。かえって、外在的権威の一方的強調は体験のもつ意義すら抑圧してしまう危険を孕む。ここに一つの矛盾がある。外在的権威を介した検証は、あくまでも体験に含まれる無秩序的 성격にとっては不可欠であったとしても、体験のもつ豊饒さをひきだす限りにおいてはなのである。ウェスレーの存在こそ、かかる矛盾の顕在化の回避

を可能にしたものといえよう。なぜなら、『日誌』の様々な記述に示されるように、それによって外在的権威の一方的な行使が少なからず避けえたからである。回心体験による人格の根本的変革をたびたび目撃したウェスレーにとって、信仰体験はあくまでも重視されるべきものであり、仮に彼が権力を行使する場合でも、それは無機的な意志としてではなく、対話可能な生きた人格の意志として発動されたのである。また、その権威と権力への服従は、ウェスレーに対する人格的信頼と尊敬の表現であった。彼が絶対的な権威と権力を体現したことは、この意味から極めて重要なのである。ウェスレーという人格を介して体験と権威の微妙なバランスが保たれた時、彼の思想は検証の論理を介して多産な「果実」を産みだしたのである。

しかし、権威がウェスレーの人格を離れて制度化され、同時に体験が自己の絶対性を主張する場合、外在的権威は規則の遵守を要求して体験を抑圧、排除して単独で自己の地位を確保しようとする。ここに、体験検証の論理はそのダイナミズムを喪失する。形式化した外在的行為の遵守とそれを監視する空洞化した権威体系だけが残ることになる。一九世紀におけるリヴァイバリズムの拡大は、宗教体験の絶対視とその自己増殖を産みだした。かかる時代背景の中で、メソディズムは、ウェスレーの死に伴う彼の権威の制度化に着手することになる。その過程において、彼の死が惹起した混乱を收拾するためにも、外在的権威の強化は当然のなりゆきであった。こうして、この運動における外在的権威と権力の強化、定着の進展は、体験の重視というリヴァイバリスティックな傾向と鋭く拮抗し

つつ、その権威の空洞化を次第に露呈してゆくことになるのである。

注

- (1) 例えは Robert F. Wearmouth, *Methodism and the Working-Class Movements in England* (London, 1937). John H. Chamberlayne, "From Sect to Church in British Methodism", *British Journal of Sociology*, 15 (1964).
- (2) 拙稿「メソディズムにおける制度化と分離」『宗教研究』二五一号(一九八二年)。
- (3) *Wesley's Doctrinal Standards, The Sermons, with Introduction, Analysis, and Notes*, ed. N. Burwash, Part I, (Toronto, 1909), p. 14 (以下 *Sermons* を略す) 野呂芳男訳『説教』(上)(新教育出版社、一九六一年)七五～七六頁。
- (4) *Ibid.*, p. 152. 「同上書」, 三二〇頁。
- (5) *Ibid.*, p. 182. 「同上書」, 三八七頁。
- (6) *Ibid.*, p. 183. 「同上書」, 三八九頁。
- (7) *Ibid.*, p. 184. 「同上書」, 三九〇頁。
- (8) *Ibid.*, p. 101. 野呂芳男訳『説教』(下)(新教育出版社、一九七二年)一九五頁。
- (9) *Ibid.*, p. 95. 野呂訳、前掲(上)二七〇頁。
- (10) *Ibid.*, p. 450. 野呂訳、前掲(下)五八頁。
- (11) Leslie F. Church, *The Early Methodist People* (London, 1948) p. 105.
- (12) 例えは *The Journal of the Rev. John Wesley, A. M.*,

ed. N. Curnock, 8 vols. (London, 1909), 3 : 221 (以下 *Journal* と略す)。

(31) 拙稿「前掲」。
(やまなか・ひろし 筑波大学大学院哲学・思想研究科在学中)

- (13) *Sermons*, p. 93. 野呂訳、前掲(上)二六二～二六三頁。
- (14) *Ibid.*, p. 363. 野呂芳男訳『説教』(中)(新教出版社、一九六三年)三九一頁。
- (15) *Ibid.*, p. 103. 「同上書」一九六頁。
- (16) *Ibid.*, p. 108. 「同上書」二二六頁。
- (17) *Ibid.*, p. 106. 「同上書」二二〇頁。
- (18) *Ibid.*, p. 249. 野呂訳、前掲(中)四五頁。
- (19) *Ibid.*, p. 341. 「同上書」三四二頁。
- (20) *Ibid.*, p. 342. 「同上書」三三三頁。
- (21) *Ibid.*, pp. 340—341. 「同上書」三三〇～三三三頁。
- (22) *Ibid.*, p. 342. 「同上書」三三五頁。
- (23) *Ibid.*, p. 434. 野呂訳、前掲(下)三四七頁。
- (24) L. Tyerman, *The Life and Times of the Rev. John Wesley, M. A.*, 3 vols. (London, 1890), 2 : 434.
- (25) *Journal*, 5 : 9.
- (26) *The Works of John Wesley*, 14 vols. (London, 1872), 10 : 178 (以下 *Works* と略す)。
- (27) *Sermons*, p. 369. 野呂訳、前掲(中)四一〇頁。
- (28) *Ibid.*, p. 366. 「同上書」四〇〇頁。
- (29) 野呂芳男『ツェスレーの生涯と神学』(日本基督教団出版局、一九七五年)二二七頁。
- (30) *Works*, p. 270.